

第18号様式(第24条)

年 月 日

(申出先)

地区画整理事業施行者

土地区画整理事業清算金供託不要申出書

土地区画整理法第112条第1項ただし書の規定により、次の清算書を供託しなくてもよい旨を申し出ます。

住所

氏名

E

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

土地区画整理法

(抵当権等が存する場合の清算金等の供託)

第112条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その清算金又は減価補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があった場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された清算金又は減価補償金についてその権利を行うことができる。

書類受理 年 月 日 No.

- (注意) 1 先取特権者、質権者又は抵当権者の印鑑登録証明書(担保権についての設定、変更、処分等につき代理人にその権限を委任している場合で、代理人が本書を提出するときは、その委任状の写し及び印鑑登録証明書の写し)を添付してください。
2 法人の住所又は名称が変更されている場合は、変更した登録簿の抄本を添付してください。
3 共有持分欄と共有表示(*)のある土地については、その持分で割った金額が供託すべき金額になります。

(A4)